

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月18日（平成27年（行情）諮問第138号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）答申第201号）

事件名：「「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第2次要員）に係る教訓」について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、陸上幕僚監部が報告を受けた『教訓』の全て（対象期間は平成25年度分）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる8文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月3日付け防官文第7985号及び同年11月28日付け防官文第17474号により防衛大臣が行った開示決定及び一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定していただいくことが必要である」と定めている。

また、国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件

における国の主張)である。

そこで原処分でも、本来の電磁的記録形式での特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『教訓業務実施要領について(通達)』(陸幕情研第29号 22.3.2)に基づき、陸上幕僚監部が報告を受けた『教訓』の全て(対象期間は平成25年度分)。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年6月3日付け防官文第7985号により、文書1及び文書6については1枚目ないし3枚目、文書2、文書3及び文書5については1枚目及び2枚目について開示決定を行った後、同年11月28日付け防官文第17474号により、本件対象文書の残余の部分について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件異議申立ては、これらの決定に対してそれぞれ提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの異議申立てを併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりであり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした(なお、別表のうち、括弧内は補充理由説明書にて追加)。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課に宛てた模写電報(いわゆるFAX)である。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、原処分について、「情報公開手続についての国の統一的指針である『情報公開事務処理の手引』22頁は、『行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定していただくことが必要である』と定めている」と主張するとともに、「国の解釈によると、『行政文書』とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件における国の主張)である。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求めるが、上記3の

とおり、本件対象文書は模写電報であることから電磁的記録は保有していない。

- (2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月6日 審議
- ④ 平成29年7月13日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）から陸上幕僚監部に対して主に模写電報（いわゆるFAX）の形で平成25年度に報告された教訓資料である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、文書4及び文書7それぞれの別冊を除き、研究本部から陸上幕僚監部に対して模写電報により報告された文書であり、研究本部側で保有しているものを特定したものである。いずれの文書も紙媒体しか保有していない。

なお、模写電報とは、自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の一つであり、ファクシミリの一方法である。

イ 文書4及び文書7の別冊については、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）16条1項に基づき、秘に指定され、紙媒体で別送された。

ウ 本件対象文書の原稿については、研究本部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成しているが、紙媒体に印刷して陸上幕僚監部に報告した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

エ 本件異議申立てを受け、確実を期すために陸上幕僚監部の担当部局及び研究本部において書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には、手書きの部分やスタンプ等があり、いずれも紙媒体の文書であると認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 自衛隊の運用に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の装備品に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の警備に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の海外派遣時におけ

る警備に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の施設に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の警備上の弱点等が推察され、敵意を有する相手方をして、その弱点をついた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システムに関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、部隊の指揮統制要領が推察され、自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 自衛隊の組織及び編成に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織及び編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 付言

原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分もそれぞれの不開示理由に対応しているのかが当然知り得るような場合を除き、いずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書1 「南スーダン派遣施設隊等及び南スーダン現地支援調整所（第2次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第12号電。25.4.26）
- 文書2 「派遣海賊対処行動航空隊（第10次要員）に係る教訓」について（報告）（研本教第14号電。24.5.24）
- 文書3 「平成24年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-63）に係る教訓詳報」について（報告）（研本教第18号電。25.6.12）
- 文書4 2012年12月の弾道ミサイル等に対する破壊措置等に関する教訓詳報について（報告）（研本教第19号電。25.6.12）
- 文書5 「ハイチ派遣国際救援隊教訓詳報」について（報告）（研本研第91号電。25.10.7）
- 文書6 「南スーダン派遣施設隊等（第3次要員）に係る教訓」について（報告）（研本研第111号電。25.12.6）
- 文書7 ***に関する教訓詳報について（報告）（研本研第14号電。26.2.21）
- 文書8 「ゴラン高原派遣輸送隊の撤収に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第38号電。26.3.28）

別表

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	5 頁及び 6 頁の一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察される。
	文書 3	6 頁ないし 10 頁, 12 頁ないし 28 頁, 36 頁, 38 頁ないし 40 頁, 42 頁ないし 97 頁, 102 頁, 104 頁, 105 頁, 107 頁ないし 111 頁及び 113 頁ないし 117 頁の一部	
	文書 4	5 頁ないし 17 頁, 27 頁ないし 30 頁, 33 頁 (番号 7 欄に掲げる部分を除く。), 44 頁, 47 頁ないし 49 頁及び 53 頁の一部	
	文書 5	37 頁ないし 39 頁, 139 頁, 176 頁, 190 頁, 192 頁, 193 頁 (番号 3 欄及び番号 4 欄に掲げる部分を除く。), 195 頁, 196 頁, 198 頁 (番号 3 欄に掲げる部分を除く。), 199 頁及び 202 頁の一部	
	文書 7	1 頁, 3 頁ないし 15 頁, 16 頁ないし 19 頁 (番号 7 欄に掲げる部分を除く。) 及び 20 頁ないし 36 頁の一部	
	文書 8	14 頁, 19 頁, 27 頁, 29 頁及び 30 頁の一部	
2	文書 1	31 頁の一部	自衛隊の現有装備品の機能

	文書 5	40 頁の一部	及び性能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察される。
	文書 6	11 頁の一部	
3	文書 1	35 頁ないし 37 頁及び 61 頁の一部	自衛隊の警備に関する情報であり、これを公にすることにより、海外派遣時における警備態勢及び能力が推察される。
	文書 5	20 頁, 35 頁, 95 頁, 97 頁, 184 頁, 186 頁ないし 190 頁, 191 頁 (5 月 9 日の内容欄の 1 行目及び 2 行目), 193 頁 (10 月 1 日の内容欄), 194 頁 (1 月 30 日の内容欄), 198 頁 (7 月 9 日及び同月 30 日の内容欄), 200 頁, 201 頁, 204 頁 (番号 4 欄に掲げる部分を除く。) 及び 208 頁の一部	
	文書 6	14 頁, 20 頁及び 40 頁の一部	
4	文書 1	47 頁ないし 49 頁の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察される。
	文書 2	3 頁の一部	
	文書 5	85 頁, 86 頁, 191 頁 (番号 3 欄に掲げる部分を除く。), 193 頁 (11 月 7 日の内容欄), 194 頁 (番号 3 欄に掲げる部分を除く。), 200 頁 (番号 3 欄に掲げる部分と同じ。), 201 頁 (番号 3 欄に掲げる部分と同じ。) 及び 204 頁 (12 月 7 日の内容欄のう	

		ち, 3行目)の一部	
5	文書1	53頁ないし56頁及び60頁の一部	自衛隊の施設に関する情報であり, これを公にすることにより, 当該施設の警備上の弱点等が推察される。
6	文書2	6頁の一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察される。
	文書5	64頁及び65頁の一部	
	文書8	10頁及び20頁の一部	
7	文書4	18頁ないし26頁, 33頁(4月教訓・提言の反映状況のうち, 1行目及び2行目)ないし35頁, 40頁ないし43頁及び50頁の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の指揮・統制要領, 手法及び内容が推察される。
	文書7	16頁ないし19頁(状況等)の一部	
8	文書5	16頁及び17頁の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察される。